

# 保 健 課 か ら の お 知 ら せ

## 育児休業手当金及び介護休業手当金制度の一部が変わりました (施行日:平成29年1月1日)

### 育児休業手当金、介護休業手当金とは・・・

育児又は介護のため休業し、給料の一部又は全部が支払われない場合に支給します。

#### ●育児休業手当金

・対象となる子の範囲の見直し

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実子</li> <li>・養子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実子</li> <li>・養子</li> <li>・特別養子縁組の監護期間※1にある子</li> <li>・養子縁組里親※2に委託されている子</li> </ul>

※1 特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間。

※2 養子縁組里親：将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託。

#### ●介護休業手当金

・支給期間の変更

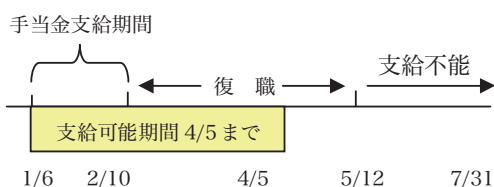
変更前	変更後
支給開始から引き続いて3か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始から週休日（土日）を除き、通算して66日</li> <li>※3つの期間に分割して支給可能。</li> </ul>

※平成29年1月1日において、介護休業の開始日から3か月を超えず、平成29年1月1日以降、介護休業を取得する方も対象となります。

### 介護休業手当金支給例

介護休業を1月6日から2月10日まで取得し、その後、5月12日まで復職し、5月13日から7月31日まで介護休業を取得した場合。

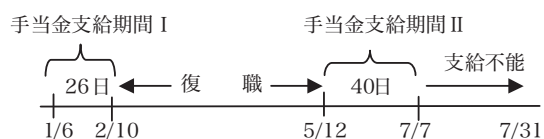
#### 【変更前】



手当金支給期間：1月6日から2月10日

※4月6日以降の休業期間については支給できない。

#### 【変更後】



手当金支給期間：1月6日から2月10日  
5月13日から7月7日

※勤務を要する日（祝日を含む）が、手当金支給期間 I（26日）、手当金支給期間 II（40日）